

一般財団法人 リハビリテーション教育評価機構  
適合認定証・認定マークの使用に関する規程

2024年3月31日

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人リハビリテーション教育評価機構（以下「当機構」という。）における「リハビリテーション教育評価 適合認定証・認定マーク」（以下「適合認定証・認定マーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適合認定証・認定マークの意義)

第2条 適合認定証・認定マークは、機構が定める「教育評価 評価基準」に基づき評価を実施し、「適合」の総合判定を受けた学校に交付されるものであり、当該学校・課程の教育プログラムの質を保証し、社会に示すものである。

(適合認定証・認定マークの交付)

第3条 当機構は、認定期間が明記された適合認定証・認定マークを当該学校に交付する。

(適合認定証・認定マークの使用)

第4条 適合認定証・認定マークは、第3条に示す認定期間内および下記に該当する範囲で使用を許可するものとする。

- (1) 学校のパンフレットなど広報活動用媒体
- (2) 学校が開設している Web サイト
- (3) 看板、ポスター、広告など学校が出稿主である PR 媒体
- (4) 学校の名称が記載されている封筒や用紙類
- (5) 学校に従事する者が業務範囲で使用する名刺や名札

2 学校・課程は、認定の取り消しとなった場合は、適合認定証・認定マークの使用を直ちに中止しなければならない。

3 当機構代表理事は、第1項および第2項の定めが遵守されない場合は、当該学校に使用の中止を求めることができる。

4 学校は、認定マークの使用に際して、以下を遵守しなければならない。

- (1) 認定マークの部分使用は認めない
- (2) ぼかし、影付きなどの効果を認めない
- (3) カラーの変更を認めず、やむを得ない場合黒色での使用を認める
- (4) 枠をつける、他のデザインの中に組み込む、文字を重ねることを認めない
- (5) 縮小・拡大は認めるが縦横比の変更は認めない

以上